

2013年1月

インドにおける法規制改正の最新動向
～外資規制(小売業)と新会社法案

インドは法律や規制の改正が頻繁に行われる国ということと有名ですが(強い改正の要望があるのになかなか改正されない規制もたくさんありますが)、日系企業のインドでの事業展開にとって重要な最近の法規制の改正ないし改正への動向について二つほど取り上げてみたいと思います。

一つは、総合小売業(マルチブランド小売業)の外資規制解禁で、もう一つは新会社法の導入です。

1 総合小売業(マルチブランド小売業)の外資規制解禁

インドに訪問された方は街の風景を思い出されるとお分かりかと思いますが、インドにはキラナ(Kirana)と呼ばれる中小零細小売業者がたくさん存在します。また、インドは世界最大の民主主義国家として有名ですが、その名のとおり民主主義が徹底されているため、キラナの人々は数が多いだけに政府や政治家も彼らの利益を保護せざるを得ないという状況にあります。

このため、小売業に対する外国直接投資(FDI)については長らく強い規制が課せられており、具体的には、複数ブランドの商品の小売を意味する総合小売業(マルチブランド小売業)には一切外国直接投資が禁止されていました(なお、単一ブランドの商品の小売を意味するシングルブランド小売業については、総合小売と比較して少し規制が緩やかですが、典型的な小売は総合小売業と思われるので、本稿では総合小売に絞って記述しています)。

ところが、ようやく、2012年9月20日に総合小売業に対する外資規制が緩和され、総合小売業に対する外国直接投資が解禁されました。ただ、解禁されたとはいえ、無条件で総合小売業に投資できるわけではもちろんなく、いくつかの条件が課せられており、実際にはかなりハードルは高いものと思われます。

具体的には、総合小売業への投資には政府の事前承認の取得が必要であり、また承認を取ったとしても出資比率は最大で51%とされています。また、その他の付帯条件として、主として、以下の事項を満たす必要があるとされています。

- ① 最低1億米ドルの出資義務
- ② 出資額の最低50%は、3年以内に、加工・製造、品質管理、包装、物流、倉庫等のバックエンド・インフラへの投資に用いる
- ③ 仕入の30%はインドの中小企業から調達する
- ④ 出店できる地域が大都市等に制限
- ⑤ 電子商取引形態による小売は不可
- ⑥ 上記条件での規制解禁を受け入れた州/連邦直轄地においてのみ事業展開が可能(2012年9月20日付通達では、Andhra Pradesh, Assam, Delhi、

Haryana, Jammu & Kashmir, Maharashtra, Manipur, Rajasthan, Uttarakhand, Daman & Diu and Dadra and Nagar Haveli (Union Territories)が規制解禁を受け入れた州/連邦直轄地とされています。)

このように、総合小売業への投資にはかなり厳格な条件が課せられていますので、これらの条件をクリアしてインドで総合小売業を営むのは容易いことではありません。

さらに、総合小売業の解禁問題は政治的に非常にセンシティブな問題であるため、規制解禁が発効した後も、野党は解禁を撤回するよう求めており、政治的に極めて不安定な状況が続いています。実際、2012年9月に規制が解禁された後、国会においてインド人民党(BJP)などの野党から規制解禁撤回の動議が提出されました。幸いにも、2012年12月5日に上院(Rajya Sabha)において、同月7日に下院(Lok Sabha)において、それぞれ動議が否決され、規制緩和の効力はかろうじて維持されることになりましたが、不安定な状況は収まったとは言いきれません。というのも、2014年には国政選挙が予定されており、現在の与党である国民議会派(Indian National Congress)からインド人民党(BJP)に政権交代になる可能性があると言われ、インド人民党が与党となった場合には、小売に対する外資規制が再び強化される可能性は十分あると思われるためです。

このような状況を踏まえてか、総合小売業に対する外資規制が緩和されて以来すでに4ヶ月程度が経過していますが、いまだに外国の小売業者がインドで総合小売業を開始したという事実はないようです。

以上のように、総合小売業に対する外資規制が解禁されましたが、①法的にかなり厳格な条件が付されていること、及び②政治的な要因から解禁が撤廃される可能性が残されていることに鑑みますと、実質的には総合小売業が外資に解禁されたというには程遠いというのが実情のようです。

2 新会社法の導入の動向

次に、インドの新会社法案の導入の動向について、ご紹介します。

現在のインドの会社法は、1956年に制定されたもので、現在に至るまで幾度となく改正されており、継ぎ接ぎだらけの条文となっており非常に分かりにくい法律になっています。また、これまで実務界の要請に応じて改正はなされているものの、現在のビジネスの要請に沿ったものになっているとは必ずしも言いがたく、日本企業がインドで事業を展開していく上で障害となる面倒な規定も多数含んでいます。

そこで、随分前から現行の会社法を廃止して、新しい会社法を成立させようという動きになり、国会において新会社

法案の審議がなされるようになったのですが、お国柄か国会での審議が進展しない状況が続いていました。

ところが、ようやく昨年12月に下院(Lok Sabha)で新会社法案が可決され、今年2月に開催される予算国会(Budget Session)において上院(Rajya Sabha)で審議される見込みです。上院で可決されれば、大統領の承認を得て、法律と成立しますので、今回こそ、新会社法が成立する可能性は十分にあると思われます。

では、その新会社法案の内容は一体どのような内容なのでしょう。

法律の全面改訂なので網羅的に新会社法案の内容を紹介することは難しいので、一つだけ、一人会社が認められるようになるという重要な改正点(予定)をご紹介しますと思います。

現行の会社法においては、非公開会社(Private Company)の場合でも株主は最低2人必要とされており(公開会社(Public Company)の場合の最低株主数は、7人とされています。)、日本のように株主1人の会社(いわゆる一人会社)は認められていません。このため、現状では、日本企業がインドに100%子会社を作りたい場合でも、直接親会社が子会社に100%の出資をすることができず、別の子会社に僅かの株式を保有させるなどして、形式的に株主2人の形にして、実質的には100%の支配が及ぶような回りくどいことをしなければなりません。100%子会社を設立したいニーズはたくさんあり、これを否定すべき合理的な理由も特に見当たらないように思いますが、現行の会社法では、100%子会社(一人会社)を作ることができない不便な状況となっています。

この点、新会社法案では、一人会社(One Person Company)という概念が認められる予定ですので、端的に100%子会社を作ることができるようになる見込みです。また、一人会社の場合は、通常非公開会社よりも簡易で緩やかな会社運営が認められることになる予定です。

また、新会社法案では、小規模会社(Small Company)という概念も導入される予定で、一人会社ではないが、資本金額等の観点から規模が小さい小規模会社の要件を満た

す場合には、通常非公開会社よりも簡易で緩やかな会社運営が認められる見込みとなっています。

一人会社と小規模会社において、通常非公開会社と比べて簡易な会社運営が認められる主要な点は、以下のとおりとなります。

【一人会社の特徴】

番号	特徴
1	定時株主総会の開催が不要となります。
2	株主総会の招集手続等が簡略化されます。
3	取締役の最低員数が1名となります。
4	通常非公開会社の場合、1年に最低4回の取締役会の開催が義務付けられていますが、一人会社で、かつ取締役が1名の場合には、取締役会の開催義務は免除されます。また、一人会社で、取締役が複数名の場合は、取締役会は1年に2回の開催で足り(ただし、二つの取締役会の間に最低90日間が空いている必要があります)。
5	通常非公開会社の場合、財務諸表の一部としてキャッシュフロー計算書を作成する必要がありますが、一人会社の場合は不要となります。

【小規模会社の特徴】

番号	特徴
1	通常非公開会社の場合、1年に最低4回の取締役会の開催が義務付けられていますが、小規模会社の場合は、取締役会は1年に2回の開催で足り(ただし、二つの取締役会の間に最低90日間が空いている必要があります)。
2	通常非公開会社の場合、財務諸表の一部としてキャッシュフロー計算書を作成する必要がありますが、小規模会社の場合は不要となります。

【執筆者】 パートナー 弁護士 酒井 大輔
http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_sakai.html

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991
<http://www.kitahama.or.jp/>